

売上高に関するヒアリング結果

1 事業所における月次売上高の把握状況

ヒアリングの結果、多くの業界において「売上高程度であれば、月次で事業所単位に把握することは、おおむね可能であろう」との回答が得られた。同時に、各業界とも小規模（特に個人経営）企業の1～2割は月次に集計していないとの指摘を受けた。

比較的月次で集計している事業所が多い業界

【情報サービス業、旅館・ホテル業、航空運輸業、倉庫業（冷蔵倉庫業）、道路貨物運送業、病院、訪問介護事業、建築設計業、葬祭業、結婚式場業、農業協同組合等】

- 法令により開業時の最低従業員数が定められており、従業員に給与を支払う必要があるため、月次決算が一般的【道路貨物運送業、病院、訪問介護事業】
- 法人に対するサービスの提供が主となるため、月次で請求する必要がある、月次決算を採用している【情報サービス業、倉庫業（冷蔵倉庫業）】
- 社会保険の請求が毎月発生するので月次の集計が必要【病院、訪問介護事業】

個人経営を中心とした小規模企業が多く、帳簿をきちんとつけていないなど、月次で集計していない可能性がある業界

【道路旅客運送業（タクシー業）、不動産取引業、不動産賃貸・管理業、遊興飲食店（バー・キャバレー業）、鍼灸業、洗濯・理容・美容業、自動車整備業等】

その他

- 支店では営業活動のみ実施しており、商品の出荷は本社で一括して実施しているため、売上は本社にしか発生しない【出版業】
- 支店でサービスの提供は行っているが、売上は本社に一括して計上される【道路貨物運送業、水運業】
- 売上高は企業単位では集計しているが、乗り入れ等の関係で、駅単位では集計していない【鉄道業】

これらとは別に、把握はしていると思われるが、業務多忙や企業秘密を理由に調査に協力できない可能性があるとの回答があった。

（業務多忙、人手不足など）

【道路旅客輸送業、不動産取引業、一般飲食店（ファーストフード・レストラン）、喫茶業、バー・キャバレー業、ホテル・旅館業、鍼灸業、有料老人ホームの一部、洗濯・理容・美容業、産業廃棄物処理業等】

- 本業に専念して欲しい【一般飲食店：ファーストフード】
- 小規模の事業所に調査に協力する時間はない【有料老人ホーム】
- 従業員が少ないので会計処理まで手が回らない【産業廃棄物処理業】など

（企業秘密）

- 駅ごとの売上は把握しているが外部に出せない【鉄道業】
- 個人資産のため公開できない【不動産賃貸・管理業】

2 サービスの提供と売上の計上時期がずれる産業

サービス提供前に売上が発生する産業【有料老人ホーム】

入居時に入居一時金（数百万～数億円）を支払う必要があり、一定期間内で退去すると、入居一時金が一部返還される。なお、返還期間が過ぎても追加の入居一時金は必要ない。

入居一時金は、「施設を利用する権利の取得」とも「長期の家賃相当分の前払い」とも考えることができる。

サービス提供後数か月後に返品が発生する産業【出版業、レコード制作業】

買戻条件付販売のある業種については、商品出荷の数か月後に返品が発生する。

出版業界では一般に、数か月前に出荷した本も先月出荷した本も合わせて、返品があった月に当月の返品分として計上し、当月の出荷額から除いた金額を売上高として計上している。このため、月によっては売上がマイナスになる場合がある。

後日申請により売上高が確定する【病院，訪問介護事業】

健康保険額、介護保険額はレセプト（医療点数の請求明細書）によって確定する。

レセプトは翌月 10 日頃に申請、20 日頃に確定、翌々月 10 日頃に保険料が支払われる。

契約により様々な支払方法がある【建築設計業】

設計料、監理料、調査料について、それぞれ別々、建築物完成時に一括、工事の進捗状況によって分割、といった支払形態がある。